

滋賀県メールマガジン「(仮称) 資源化情報通信」読者登録規約

(目的)

第1条 本規約は、発行責任者が発行するメールマガジン「(仮称) 資源化情報通信」の受信を希望する者（以下、「読者登録希望者」という）および受信している者（以下、「読者」という。）に適用されます。

(定義)

第2条 本規約において、用語の定義は次のとおりとします。

- 1 メールマガジン 定期または不定期に何らかの情報提供を目的として、あらかじめ受信を希望する者にあてて、情報提供する者から一斉に送信される電子メール。
- 2 システム管理者 メールマガジンを発行する基盤（以下、「発行基盤」という。）を管理する者で、滋賀県県民文化生活部情報政策課長をもって充てるものとする。
- 3 発行責任者 本メールマガジンの発行および読者登録等の運用管理を行う者で、滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課長をもって充てるものとする。

(個人情報の取り扱い)

第3条 読者登録希望者または読者が、読者登録時および登録内容変更時に登録した情報は、発行責任者が所有および管理するものとします。

2 発行責任者は、当該情報を開示することはありませんが、統計データとして第三者に開示することがあります。（統計データとは、個人が特定できないように処理・加工した、メールマガジンの「利用者数」「年齢層（登録を求めた場合に限る）」などを指します。）

3 発行責任者は、読者登録希望者または読者のメールアドレスを、メールマガジン発行ならびにシステム管理者および発行責任者からの連絡の目的以外で使用しません。

(読者登録)

第4条 読者登録希望者は、所定のホームページから自己のメールアドレスを送信することにより、読者登録を行うものとします。

2 読者は、申し込み時に登録したメールアドレスに変更が生じた場合は、変更前のメールアドレスを第5条に定める方法により、また、変更後のメールアドレスを前項の方法により、すみやかに手続きを行うものとします。

3 メールマガジンの受信先に携帯電話等のメールアドレスを指定した場合は、文字数制限等により発行が完全に行われない場合があります。

(読者による読者登録解除)

第5条 読者がメールマガジン発行の停止を希望するときは、所定のホームページから自己のメールアドレスを送信することにより、読者登録を解除するものとします。

(発行責任者による読者登録解除)

第6条 発行責任者は、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めたときは、当該読者登録を解除することができます。

- (1) メールアドレスの誤りもしくは廃止またはメールボックスの容量超過等により、送信したメールが2回連続して不達となったとき。
- (2) 読者側のメールサーバの受信拒否または受信障害等により、メール送信に障害があったとき。
- (3) 第7条の禁止事項に該当する行為があったとき。
- (4) メールマガジンの発行を終了したとき。
- (5) その他読者登録を継続することが不適当な事由があるとき。

(禁止事項)

第7条 読者登録希望者および読者は、次の各号に掲げることを行ってはならないものとします。

- (1) 他人のメールアドレスを読者登録すること。
- (2) 不正に入手または生成したメールアドレスを読者登録すること。
- (3) 発行基盤に対して不正アクセスを試みることを、意図的に不正な指令を与えることおよび高負荷をかけること、その他発行基盤に障害を発生させようとする行為。

(発行基盤の停止)

第8条 システム管理者および発行責任者は、発行基盤の保守のためサービスの一部または全部を一時停止することがあります。この場合、発行責任者は、当該メールマガジンに影響があると認められる時には読者に対して告知するものとします。ただし、緊急を要する保守および軽微な保守の場合は、この限りではありません。

2 システム管理者および発行責任者は、発行基盤もしくは通信回線等の障害または停電、騒乱、火災もしくは天災地変等の不可抗力によって、予告なくサービスの一部または全部の提供を一時停止することがあります。

(連絡および告知)

第9条 発行責任者は、メールの送信または所定のホームページへの掲載によって、読者への連絡または告知を行うものとし、これによって連絡または告知事項が読者に到達したものとみなします。

(著作権等)

第 10 条 本メールマガジンに対する著作権その他一切の知的財産権またはその使用权は、発行責任者に帰属し、読者はこれらの権利を侵害する行為を一切行ってはならないものとします。

2 読者は、営業のために行う場合を除き、本メールマガジンの内容を引用または転載することができます。ただし、読者は、本メールマガジンから転載したこと（「滋賀県メールマガジン『(仮称) 資源化情報通信』より転載」等）を明記するものとします。

(免責事項)

第 11 条 発行責任者は、メールマガジンの内容によって生じたすべての影響について、一切責任を負いません。

2 発行責任者は、メールマガジンの発行の遅延・未着およびそれによって生じたすべての影響について一切責任を負いません。

3 発行責任者は、読者が読者登録時に虚偽の内容を登録し、第三者に対して損害を与えた場合も一切責任を負いません。

(準拠法・合意管轄)

第 12 条 本規約の準拠法は日本法とします。また、発行責任者と読者登録希望者または読者との間で生じた紛争については、大津地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

(規約の改定)

第 13 条 本規約は予告なく改定されることがあり、サービス利用時点での規約が適用されるものとします。

附 則

本規約は、平成 23 年 11 月 22 日から施行します。